

出席停止の扱いとなる感染症と罹患した場合の連絡方法

「出席停止」の扱いとなる感染症とその出席停止期間	
第一種の感染症	
エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ熱、ラッサ熱、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(SARS)、急性灰白髄炎(ポリオ)、鳥インフルエンザ(H5N1)、新型コロナウイルス感染症	治癒するまで。 (※新型コロナウイルス感染症についての対応については【Typhoon 掲示板】でお知らせします。)
第二種の感染症	
インフルエンザ	(義務教育学校) 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱後2日</u> を経過するまで。 (幼稚園) 発症した後5日を経過し、かつ、 <u>解熱後3日</u> を経過するまで。 ※発熱した日を発症日、0日として計算する。
百日咳	特有の咳が消失するまで、または、5日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。
麻疹(はしか)	解熱した後3日を経過するまで。
流行性耳下腺炎(おたふくかぜ)	耳下腺、舌下腺、顎下腺の腫脹が消失し、かつ、2日を経過した後。
風しん	発しんが消失するまで。
水痘(水ぼうそう)	すべての発しんが痂皮化するまで。
咽頭結膜熱(プール熱)	主要症状が消失した後、2日を経過するまで。
結核	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
髄膜炎菌性髄膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
第三種の感染症	
コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎(はやり目)、急性出血性結膜炎	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。
その他の感染症(第三種として取り扱うこともある)	
感染性胃腸炎、溶連菌感染症、手足口病、伝染性膿痂疹(とびひ)、伝染性軟属腫(水いぼ)等	症状により学校医その他の医師において感染の恐れがないと認めるまで。

感染症の詳細については「学校において予防すべき感染症の解説」をご覧ください。
(https://www.gakkohoken.jp/book/ebook/ebook_H290100/index_h5.html#40)

◆出席停止となる感染症にかかった場合

- 【Typhoon 出欠連絡】にて、下記の項目を、申し送り欄に入力し、ご連絡ください。

【申し送り欄記入事項】

- 出席停止となる感染症に罹患した旨
 - 氏名
 - 医師の診断(感染症名)
 - 受診日
 - 受診した医療機関名
 - 症状が出始めた日(インフルエンザの場合は発熱した日)
 - 現在のお子さんの様子
 - 医師からの指示事項(配慮事項、登校開始の目安等)
 - その他の伝達事項
- スタッフが内容を確認し、内容を確認した旨と、出席停止期間について、返信します。
 - 出席停止期間は、こちらで「出席停止」と入力しますので、出欠入力は不要です。

◆出席停止期間が終了し、登園・登校ができるようになった場合

- 体調が回復し、出席停止期間(定められた期間)を過ぎ、登園・登校が可能となりましたら、【Typhoon 出欠連絡】にて下記の項目を申し送り欄に入力し、ご連絡ください。
- 証明書等の書類の提出はありません。
- 登園・登校に際して、不安な点がある場合は、連絡ノート等でご相談ください。

【申し送り欄記入事項】

- 出席停止期間が終了し、登園・登校する旨
- 出席停止となっていた感染症名
- 現在のお子さんの様子
- 活動において必要な配慮(あればご記入ください)

2022年2月8日
軽井沢風越学園